

3. 障害者雇用に関する各種援助

◇事業主が障害者雇用を積極的に検討できるように、さまざまな援助制度があります。

【雇用契約を交わした制度】

制度・事業名 (実施機関)	目的	期間・助成・要件等									
トライアル 雇用事業 (ハローワーク)	一定期間試行雇用することにより、その者の適性や能力を見極め雇用を促進する	期間：原則3ヶ月 助成：40,000円/1ヶ月 要件： ・雇用保険の適用事業主で、安定所の紹介であること。 ・過去6ヶ月間に解雇がないこと（勸奨退職を含む） ・過去3年間にその対象者を雇用していないこと									
精神障害者 ステップアップ 雇用奨励金 (ハローワーク)	短時間の就業から始め、一定の期間をかけ、適応を見ながら徐々に就業時間を伸ばす。	期間：6ヶ月以上1年以内。1週間の労働時間は10時間以上20時間未満 3ヶ月経過後は20時間以上も可。 助成：奨励金は1人につき、月25,000円。 要件： ・雇用保険の適用事業主で、安定所の紹介であること。 ・雇用開始6ヶ月前からステップアップ雇用終了日までに解雇がないこと。（勸奨退職を含む） ・過去3年間にその対象者を雇用していないこと									
特定求職者 雇用開発助成金 (ハローワーク)	障害者の雇い入れにつき、賃金の一部を助成するもの。	助成： <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="font-size: 3em; vertical-align: middle;">}</td> <td>短時間労働者</td> <td>30(90)万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>短時間外一般</td> <td>50(135)万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>重度障害者（短時間以外）</td> <td>100(240)万円</td> </tr> </table> ※短時間とは週20時間以上30時間未満 ※（ ）内は中小企業事業主 要件： ・雇用保険の適用事業主で、安定所の紹介であること。 ・雇い入れ日前後6ヶ月において、その事業所で解雇がないこと（勸奨退職を含む） ・過去3年間にその対象者を雇用していないこと ・雇い入れ日現在65歳未満で、助成金終了後も引き続き雇用すること。	}	短時間労働者	30(90)万円		短時間外一般	50(135)万円		重度障害者（短時間以外）	100(240)万円
}	短時間労働者	30(90)万円									
	短時間外一般	50(135)万円									
	重度障害者（短時間以外）	100(240)万円									
障害者雇用 納付金に基づく 助成金 (山口県 雇用開発協会)	障害のある方を雇用するため職場の施設や設備の設置又は整備等特別な措置を行なった場合の費用を助成するもの。	1. 障害者作業施設設置等助成金 2. 障害者福祉施設設置等助成金 3. 障害者介助等助成金 4. 職場適応援助者助成金 5. 重度障害者等通勤対策助成金 6. 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 7. 障害者能力開発助成金									

◆各種制度活用については要件等がありますので、事前に必ず各実施機関にお問い合わせ下さい。各実施機関の詳細については、「4. 相談支援機関のご紹介」をご参照ください。